

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 月 日

青森市長 様

提出者  
 住 所 宮城県仙台市青葉区一番町3丁目1-1  
 仙台ファーストタワー12F  
 大成建設株式会社 東北支店  
 氏 名 常務執行役員支店長 西岡 巖  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 022-225-7567

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大成建設株式会社 東北支店
事業場の所在地	宮城県仙台市青葉区一番町3丁目1-1 仙台ファーストタワー12F
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業 06総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 7,470,679 万円
③従業員数	396人(東北支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき類:選別・破碎→再生利用(再生骨材、路床材)・埋立</li> <li>・ガラスくず及び陶磁器くず:選別・破碎→再生利用(路床材)・埋立</li> <li>・廃プラスチック類:選別、圧縮・固化→再生利用・焼却・埋立</li> <li>・金属くず:選別→再生利用(鋼材原料)</li> <li>・建設汚泥:脱水・固化→再生利用(盛土材)・埋立</li> <li>・紙くず:選別・破碎→再生利用(再生紙原料)・焼却(埋立)</li> <li>・木くず:選別・破碎→再生利用(木チップ)・焼却(埋立)</li> <li>・繊維くず:選別→再生利用・焼却(埋立)</li> <li>・廃石膏ボード:選別、破碎・乾燥→再生利用(製品原料)・埋立</li> <li>・混合廃棄物:選別→再生利用・焼却・埋立</li> <li>・(特管物)廃石綿等:埋立</li> <li>・石綿含有産業廃棄物:埋立</li> </ul>

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者	支店長	
支店	担当部署 (指導)	安全・環境部
		建築部 安全環境推進室
		土木部 安全環境推進室
作業所	責任者	作業所長
	担当者	作業所長が指名

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	全種類	詳細は別紙のとおり
	排出量	1631.0 t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生量が少ない工法の採用</li> <li>・材料の工場加工(プレカット)</li> <li>・搬入資機材の梱包材料の簡素化・削減(パレット使用等)</li> <li>・設備類のユニット化、プレキャスト化</li> <li>・代替型枠工法の採用</li> <li>・作業所での分別の徹底と回収の効率化</li> </ul>		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	排出量	490.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状を継続する。</li> <li>・工事の入手状況、入手工事の種類により発生量が大幅に違うので廃棄物発生数量の予定把握が非常に難しい。</li> </ul>		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙のとおり分別している(17種類)</li> <li>・当社の「建設副産物処理要領書」により作業所において分別計画を立案して実施する。</li> </ul>
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状を継続する。</li> </ul>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	<b>【前年度(令和5年度)実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・全て許可業者に委託処理をしているため実施していません。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・全て許可業者に委託処理をするため実施予定はありません。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	<b>【前年度(令和5年度)実績】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	t
(これまでに実施した取組) ・全て許可業者に委託処理をしているため実施していません。			
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	t
(今後実施する予定の取組) ・全て許可業者に委託処理をするため実施予定はありません。			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・全て許可業者に委託処理をしているため実施していません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・全て許可業者に委託処理をするため実施予定はありません。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	全処理委託量	1631.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1628.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1192.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・処理施設の委託に当たり、中間処理施設、再資源化処理施設等の分別品目の受入れ条件、中間残渣率等を十分考慮する。 ・廃棄物処理法及び当社の建設副産物処理要領書に則り、保管基準、処理基準、委託基準を遵守する。 ・建設廃棄物処理委託契約書の作成。保管 ・マニフェストの発行、各票の照合確認、署名。保管 ・処理施設の現地確認、調査記録 ・廃棄物の保管状況(標識、看板、分別等) ・電子マニフェストの導入、普及率の向上		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	全処理委託量	490.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	487.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	320.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組みを継続する。 ・優良認定処理業者及び認定熱回収業者が排出作業所の近くにあれば優先的に処理を委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。  
  
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。  
  
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。  
  
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによる減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。